

成年後見制度・権利擁護に関する相談体制を整備

■成年後見制度について

認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な人の利益や財産を法的に保護するため、成年後見人等を家庭裁判所が選任する制度です。

本制度は、すでに判断能力が不十分な人の「法定後見制度」と、将来の判断能力の低下に備える「任意後見制度」の2種類に分かれます。

■中核機関の設置と相談体制を整備

成年後見制度等を必要とする人が円滑に支援を受けることができるよう、中核機関を設置し、相談体制を整備しました。今後は、右記の相談機関と連携し、成年後見制度や権利擁護に関する相談支援を行っていきます。なお、相談機関の利用は無料です。

※必要に応じて、司法関係者等の助言を受けながら対応します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



▶高齢者の相談窓口＝地域包括支援センター

【男山中学校区】＝**閭**梨の里（☎982-0125） 【男山第二中学校区】＝**閭**やまばと（☎982-8000）
【男山第三中学校区】＝**閭**美杉会（☎971-3576） 【男山東中学校区】＝**閭**有智の郷（☎972-1000）
※問い合わせ先が不明な場合は、高齢介護課（☎983-5471）へ。

▶障がいのある人の相談窓口

閭障がい者生活支援センター803（はちまんさん）（☎983-8039）
閭障がい福祉課（☎983-2129）

▶福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に関する相談窓口

判断能力が不十分な人（ただし、契約の意思があり、契約内容を理解できる人）を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業です。詳しくは社会福祉協議会へ。
閭社会福祉協議会（☎983-4450）

▶生活保護・生活困窮者自立支援制度に関する相談窓口＝**閭**生活支援課（☎983-1138）

▶中核機関に関すること＝**閭**福祉総務課（☎983-1334）

転居費用も支給対象に

住居確保給付金制度が拡充

※3月の市議会で可決され次第、実施します。

これまでの家賃補助制度から拡充し、令和7年4月から転居費用が支給されることとなりました。

それぞれ要件があり、異なる部分もあります。転居費用の要件は次のとおりです。

■要件 次のすべてに該当する人（生活保護受給者を除く）

- ①同一世帯者の死亡や離職、休業等で経済的に困窮し、住居を失っている人、または失うおそれのある人
- ②申請を行う月に、次の状況にある人

人

- ▶世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である
- ▶世帯の生計を主に維持している
- ▶世帯収入額が収入基準以下である
- ③申請日に、申請者と同一世帯者の所有する金融資産の合計額が基準額以下であること
- ④家計改善支援事業において、家計改善のために転居の必要性があり、その費用の捻出が困難であると認められること

- ⑤自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者と同一世帯者が受けていないこと
- ⑥申請者と同一世帯者のいずれもが暴力団員でないこと

※家計改善支援事業の内容や収入基準額等の詳細、家賃補助の要件は、お問い合わせください。

※住まい探しに支援が必要な人に居住支援も行っています。希望される人はご相談ください。

閭生活支援課（☎983-1138）

八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定

～デジタルを活用した「チームやわた」によるまちづくりに向けて～

令和7年2月に第3期八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本戦略を推進していくためには、行政サービス等のデジタル化による

既存業務の効率化や市民サービス向上に加え、施策の効果等を踏まえ、優先順位をつけて取り組んでいくことが重要です。

デジタル技術の活用等の検討を踏

まえ、地方創生の取り組みを加速化・深化させ、人口減少を受け入れながらも「住まう先」「訪れる先」「働く

先」として選ばれるまちであり続けるため「魅力と活力あふれるまち」の実現を目指します。

本戦略は、市ホームページ、市役所の閲覧コーナー、政策企画課等でご覧いただけます。



閭政策企画課（☎983-1004）

組織機構の改正

重要施策の推進に、さらにスピード感を持って取り組むことを目的に、4月1日に組織を改正します。改正の内容は次のとおりです。

- ▶ふるさと納税返礼品にも活用可能な特産品の掘り起こしや、ヤワタカウ認定およびそれらのプロモーションに市内商工事業者や農家等と連携して取り組むため、産業振興室内に「ふるさと創生課」を新設（表）。
- ▶交流拠点整備促進および企業立地推進をはじめ、まちづくりの活性化を目指した検討を加速度的に進めるため、建設産業部内に「まちづくり推進課」を新設（表）。
- ▶総務部IT推進課の課名をデジタル戦略課に改称。

【旧】

建設産業部	産業振興室	環境政策課
		農業振興課
		商工観光課
		（新設）
		都市整備課
		（新設）
		管理・交通課
		道路河川課
		住宅管理課

【新】

建設産業部	産業振興室	環境政策課
		農業振興課
		商工観光課
		ふるさと創生課
		都市整備課
		まちづくり推進課
		管理・交通課
		道路河川課
		住宅管理課

閭政策企画課（☎983-1004）

市職員募集(第1期)

次の職種について令和7年8月1日以降採用と令和8年4月1日以降採用の市職員を募集します。

募集職種 技師（土木、建築）、幼稚園教諭・保育士、事務職（社会人経験者、手話通訳業務等）

申請期限は4月7日（月）まで。募集職種の詳細や申請方法等は右記の二次元コードから。



閭人事課（☎983-2148）

市議会第1回定例会 当初予算案等を提出

令和7年八幡市議会第1回定例会が2月27日から開催され、市は当初予算案や条例案等を提出しました。

提出した案件は令和7年度当初予算案が8件、条例案が13件、令和6

年度補正予算案が7件、その他案件が2件、報告が1件の計31件です。

主な条例案は▶八幡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案▶八幡市工場立地法に基づく準

則を定める条例案▶八幡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案等です。

主な補正予算案は▶基金積立金1億16万2千円▶一般職員退職手当

増額5021万3千円▶申請者数増に伴う高等職業訓練促進給付金増額510万円等です。

※令和7年度の予算総額や主な事業は、2～5面に掲載しています。

閭財政課（☎983-2879）